

けやき共済の内容

保障内容

・主契約：福祉団体定期保険
 ・特約：入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約

お支払事由	□数	1 □	2 □	3 □	4 □
	死亡				
所定の不慮の事故により死亡されたとき ＜死亡保険金+災害保険金＞		250万円	500万円	750万円	1,000万円
責任開始期(加入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後に診断確定された所定のガン(*1)により死亡されたとき ＜死亡保険金+ガン死亡保険金＞		100万円	200万円	300万円	400万円
上記以外の事由により死亡されたとき ＜死亡保険金＞		50万円	100万円	150万円	200万円
高度障害					
所定の不慮の事故により所定の高度障害状態(*2)のいずれかになられたとき ＜高度障害保険金+災害高度障害保険金＞		250万円	500万円	750万円	1,000万円
加入日以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態(*2)のいずれかになられたとき ＜高度障害保険金＞		50万円	100万円	150万円	200万円
入院					
所定の不慮の事故により5日以上入院されたとき(同一事故による入院は通算60日限度(*3)) ＜入院給付金＞		1日につき 2,000円	1日につき 4,000円	1日につき 6,000円	1日につき 8,000円

※保険期間中に加入者(被保険者)が上記お支払事由に該当されたとき、保険金・給付金をお支払いします。

※災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当されたときにお支払いします。

※災害保険金・災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当されたときもお支払いします。

***1 所定のガン**(対象となる悪性新生物)
 ・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
 ・消化器の悪性新生物
 ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
 ・骨および関節軟骨の悪性新生物
 ・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
 ・中皮および軟部組織の悪性新生物
 ・乳房の悪性新生物
 ・女性性器の悪性新生物
 ・男性性器の悪性新生物
 ・尿路の悪性新生物
 ・眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物
 ・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
 ・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
 ・独立した(原発性)多部位の悪性新生物
 ・上皮内新生物

***2 高度障害状態**
 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2.言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

*3 更新前の入院日数を含みます。

野田商工会議所独自の給付制度の内容

給付内容	□数	1 □	2 □	3 □	4 □
ガン以外の三大疾病による死亡見舞金 (急性心筋梗塞・脳卒中)		一律 10万円	一律 10万円	一律 10万円	一律 10万円
病氣入院見舞金 (5日以上、ただし1人保険期間中2回限度)		一律 10,000円	一律 10,000円	一律 20,000円	一律 20,000円
不慮の事故による通院見舞金 (5日以上、ただし1人保険期間中2回限度)		一律 10,000円	一律 10,000円	一律 20,000円	一律 20,000円
結婚祝金 (加入後2年以上の方に限る)		一律 10,000円	一律 10,000円	一律 20,000円	一律 20,000円
出産祝金 (加入後2年以上の方に限る)		一律 10,000円	一律 10,000円	一律 20,000円	一律 20,000円
生活習慣病健診補助金 (商工会議所主催による)		一律 1,000円	一律 1,000円	一律 2,000円	一律 2,000円

- 野田商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
- ガン以外の三大疾病による死亡見舞金の対象となる疾病
 1)急性心筋梗塞：虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症等は除く)
 2)脳卒中：脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭窄(脳血栓・脳塞栓)
- 病氣入院見舞金、不慮の事故による通院見舞金は5日以上の入院または通院が対象で、それぞれ保険期間中2回限度です。
- 結婚祝金・出産祝金は、加入後2年以上の方に限り支給いたします。(結婚祝金は公的機関への届出日・出産祝金は出生日より1年以内にご請求ください。)
- 生活習慣病健診補助金は、野田商工会議所が実施する生活習慣病健診に限り、受診料を口数に応じて助成いたします。
- 裏表紙の「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も福祉団体定期保険と同様に取扱います。

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス	アクサ生命の加入者向けサービス
------------	-----------------

このサービスは「けやき共済」ご加入のみなさまとそのご家族でご利用いただけます。
 サービスのご利用方法などの詳細は、[アクサ生命ホームページ](http://www.axa.co.jp/)(http://www.axa.co.jp/)をご覧ください。

けやき共済の取扱い

保険期間

保険期間は1年間(平成29年2月1日～平成30年1月31日)で、毎年自動的に更新されます。

加入資格・条件

- 野田商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で平成29年2月1日現在年齢が14歳6か月を超え70歳6か月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、60歳6か月を超える方は1口を限度とします。
- 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方*に限り、注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。
 ①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病氣やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
 ②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病氣やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

*申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。
 ・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
 ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

- 本制度への加入にあたっては、上記1・2の要件を満たす事業所単位の有資格者の方全員のご加入が必要となります。ただし、会員事業所の会社規程等、客観的な基準により、一定の範囲内の方全員のご加入とすることも可能です。
- 当商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。
- 入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みをいただきました場合、万一入会できずでした際は、本共済制度のご加入もできません。

加入日(効力発生日)

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。
 ガン死亡保険金については加入日(効力発生日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任開始となります。

掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2か月分の振替をいたします。2か月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。
 ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2か月分の振替をいたします。2か月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

加入(増額)・脱退手続

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申込みください。
 加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。
 なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

加入者票の発行

加入者に対しては、「福祉団体定期保険加入者(被保険者)票」を発行します。

保険金などの受取人・請求

- 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金・給付金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金・給付金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金・給付金などのお支払いの可能性が考えられる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
- 保険金・給付金の受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で入院されたときは、加入者の了解を得てご請求ください。死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、死亡または所定の高度障害状態になられたときに福祉団体定期保険は消滅したものと取扱います。この場合、けやき共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当されてもその他の保険金・給付金および商工会議所独自の給付のお支払いはありません。
- 見舞金・祝金・補助金の受取人は加入事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

福祉団体定期保険部分について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

配当金